

(案)

尾張都市計画道路  
1・3・2号名岐道路の  
環境影響評価に係る  
報告書

令和〇年〇月〇日

尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路に係る

愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会

目 次		項
1	愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会（尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路）について	1
(1)	設置年月日	1
(2)	組織（委員名簿）	1
2	調査・審議等の経緯について	2
3	主な審議事項及び環境影響評価に対する見解について	3
(1)	環境影響評価全般について	3
(2)	環境影響評価の個別項目について	3
	① 大気質	3
	② 騒音	4
	③ 振動	5
	④ 低周波音	5
	⑤ 水質	6
	⑥ 日照阻害	7
	⑦ 動物、植物、生態系	7
	⑧ 景観	8
	⑨ 人と自然との触れ合いの活動の場	8
	⑩ 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	9
	⑪ 廃棄物等	9
	⑫ 温室効果ガス等	10
(3)	その他	10
4	総合評価について	12

# 1 愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会(尾張都市 計画道路1・3・2号名岐道路)について

## (1) 設置年月日

令和2年7月9日

※令和2年度第1回愛知県都市計画審議会において議決

## (2) 組 織 (委員名簿)

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名	専 門 分 野
部会長	名古屋工業大学教授	<small>ひでしまえいぞう</small> 秀島 栄三	土木計画
委 員	東海学院大学教授	<small>おかもとまりこ</small> 岡本 真理子	建築(景観)
委 員	名古屋大学名誉教授	<small>かじたえつこ</small> 梶田 悦子	環境・衛生
委 員	名古屋大学准教授	<small>いりょうみほ</small> 井料 美帆	都市計画 (交通)
委 員	名城大学教授	<small>おかだやすあき</small> 岡田 恭明	騒音・振動
委 員	愛知教育大学名誉教授	<small>せりざわしゅんすけ</small> 芹沢 俊介	自然環境
委 員	三重大学名誉教授	<small>ばくけいしゅく</small> 朴 恵 淑	大 気 質

## 2 調査・審議等の経緯について

- 第1回 令和2年11月25日
- ・専門部会の運営方法⇒了承
  - ・名岐道路の概要及び専門部会の進め方⇒了承
  - ・環境影響評価について説明
  - ・都市計画の案を作成するための基本方針について説明
- 第2回 令和3年1月14日
- ・都市計画の案を作成するための基本方針（案）の審議⇒了承
  - ・方法書（案）の審議⇒了承
- 第3回 令和3年9月9日
- ・基本方針（案）についての意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者の見解（案）並びに都市計画基本方針の決定の審議⇒了承
  - ・方法書についての意見の概要等及びそれに対する都市計画決定権者の見解（案）並びに環境影響評価の方法決定の審議⇒了承
- 第4回 令和5年5月17日
- ・都市計画の原案の審議⇒了承
  - ・準備書（案）の審議⇒了承
- 第5回 令和5年7月25日
- ・都市計画原案に関する公聴会の結果について説明
  - ・準備書（案）の審議⇒了承
- 第6回 令和6年1月11日
- ・準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解（案）の審議⇒了承
- 第7回 令和6年5月9日
- ・準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解（案）の審議⇒了承
  - ・評価書の審議⇒了承
- 第8回 令和6年9月24日
- ・評価書についての国土交通大臣等意見とそれに対する都市計画決定権者の対応（案）の審議
  - ・補正評価書の審議
  - ・報告書（案）の審議

※ 方法書：環境影響評価方法書  
準備書：環境影響評価準備書  
評価書：環境影響評価書

### 3 主な審議事項及び環境影響評価に対する見解について

当専門部会において議論された主な調査審議事項及び環境影響評価に対する見解は次のとおりである。

#### (1) 環境影響評価全般について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の妥当性について審議した。

その結果、項目については、事業特性及び地域特性を踏まえて、妥当な選定が行われたものであると判断した。

また、調査、予測及び評価の手法についても、事業実施の影響を把握するための手法として妥当であると判断した。

#### (2) 環境影響評価の個別項目について

- ① 大気質については、工事の実施に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道22号上に整備され、環境影響を国道22号沿道から極力広げない計画とすること、概ね既存道路の敷地内で工事を実施すること、工事用車両の運行ルートは既存の幹線道路を極力利用すること、加えて環

環境保全の配慮事項として、環境負荷の小さな建設機械の使用、工事用車両の分散、運行の指導、散水による粉じん等の飛散の防止を実施することなどにより、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られており、基準又は目標との整合も図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

- ② 騒音については、工事の実施に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道22号上に整備され、環境影響を国道22号沿道から極力広げない計画とすること、概ね既存道路の敷地内で工事を実施すること、工事用車両の運行ルートは既存の幹線道路を極力利用すること、加えて環境保全への配慮事項として、環境負荷の小さな建設機械の使用、工事用車両の分散、運行の指導を実施すること、さらに環境保全措置として、防音シートなどの遮音対策、遮音壁の設置、排水性舗装の敷設を実施することにより、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られている。

また、建設機械の稼働及び自動車の走行による影響については、基準又は目標との整合が図られており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響については、基準又は目標との整合、もしくは現況値を増加させない程度まで影響の低減が図られている。これらのことから環境影響評価は妥当と判断した。

- ③ 振動については、工事の実施に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道22号上に整備され、環境影響を国道22号沿道から極力広げない計画とすること、概ね既存道路の敷地内で工事を実施すること、工事用車両の運行ルートは既存の幹線道路を極力利用すること、加えて環境保全への配慮事項として、環境負荷の小さな建設機械の使用、工事用車両の分散、運行の指導を実施すること、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られており、基準又は目標との整合も図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

④ 低周波音については、自動車の走行による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備され、環境影響を国道 22 号沿道から極力広げない計画とすることにより、参考となる値(一般環境中に存在する低周波音圧レベル等)を下回り、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

⑤ 水質については、工事の実施による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備され、概ね既存道路の敷地内で工事を実施すること、工事用車両は既存の幹線道路を極力利用すること、加えて環境保全への配慮事項として、工区を細分化することで全面裸地化を回避し、水の濁りの発生を抑えることにより、工事による水の濁りの影響は極めて小さいと予測され、環境への影響は事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。



⑥ 日照阻害については、道路の存在による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備され、環境影響を国道 22 号沿道から極力広げない計画とすることにより、参考となる値（2 階で 5 時間）を超過する新たな日影は生じないと予測され、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

⑦ 動物、植物、生態系については、工事の実施並びに道路の存在による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備され、概ね既存道路の敷地内で工事を実施すること、工事用車両の運行ルートは既存の幹線道路を極力利用することで、動植物の生息・生育環境への影響を抑えた計画とすること、加えて環境保全への配慮事項として、水の濁りに配慮した施工、工事従事者の工事区域外への立ち入りや重要な種の分布地等への立ち入りの制限、道路照明の配慮を行うことにより、動物・植物・生態系への影響はない又は極めて小さいと予測され、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回

避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

- ⑧ 景観については、道路の存在による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備されるため、主要な眺望点及び景観資源の改変はなく、主要な眺望景観の変化は極めて小さいと予測され、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

- ⑨ 人と自然との触れ合いの活動の場については、道路の存在による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備され、人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変を抑えた計画とするとともに、横断ボックスの廃止により一部が改変されるウォーキングコースについては、環境保全への配慮事項として、利用者に対し付近の横断歩道への誘導等を適切に行うこととしており、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は極めて小さいと予測され、環境への影響は事業

者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

- ⑩ 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況については、工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに道路の存在による影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備され、工事用車両の運行ルートは既存の幹線道路を極力利用することにより、歴史的文化的特性を生かした環境の状況への影響はないと予測され、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

- ⑪ 廃棄物等については、工事の実施による廃棄物等の発生の影響を予測・評価している。対象道路は概ね国道 22 号上に整備され、建物の取り壊し等による廃棄物等の発生を抑えた計画とするとともに、環境保全措置として、工事間流用の促進、及び再資源化施設への搬入等による他事業等での利用を行うことにより、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限

り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

- ⑫ 温室効果ガス等については、工事の実施に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を予測・評価している。環境保全への配慮事項として、環境負荷の小さな建設機械を使用するとともに、環境保全措置として、作業員に対する建設機械の省エネ運転の指導、作業員に対する工事用車両のエコドライブの指導を実施することにより、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていることから、環境影響評価は妥当と判断した。

### (3) その他

環境影響評価方法書についての意見の概要及び知事意見に対する都市計画決定権者の見解、環境影響評価準備書についての意見の概要及び知事意見に対する都市計画決定権者の見解、また、環境影響評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見に対する都市計画決定権者の対応について審議した。

その結果、都市計画決定権者の見解及び対応は妥当であると判断した。

## 4 総合評価について

計8回開催した当専門部会において、慎重に調査・審議した結果、当該環境影響評価について、次のような結論に達した。

愛知県が実施した環境影響評価は、環境影響評価法に基づき適切に行われ、尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路に関する都市計画の案に対して、環境面において適切な配慮がなされており、その内容は妥当であると判断した。

なお、当該環境影響評価の内容を適切に反映するため、事業の実施にあたっては、環境影響評価書の内容に基づき、必要な環境保全措置等を実施することにより、環境保全に十分配慮されるよう、事業者を引き継ぐことが必要である。